

## 香取広域市町村圏事務組合車両取扱要綱

平成18年 3月27日

訓令第33号

(目的)

第1条 この告示は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）並びに香取広域市町村圏事務組合消防職員服務規程（平成18年香取広域市町村圏事務組合訓令第16号）に基づき、車両の機械器具保全、手入れ等について、事前に整備し、緊急出動及び消防業務の万全を期することを目的とする。

(点検)

第2条 消防用自動車の使用者及び当務編成による緊急車両の機関担当員は、車両点検整備要領に基づき綿密に点検を行い、結果について、上席者又は車両長に報告するとともに、車両点検結果報告書（第1号様式）に記載し提出しなければならない。

2 点検区分は、次の3区分とする。

(1) 始業時点検

(2) 定時点検

(3) 帰庁時点検

3 始業時点検とは、定時の交代時において、点検項目に基づき確実に点検を行い、その結果について、車両点検結果報告書（別記第1号様式）に記載すること。

4 定時点検とは、毎日18時00分並びに6時30分の2回アイドリングを行い、冬季で約10分、夏季で約5分間エンジンの始動状況及びアイドリング状況を点検すること。

5 帰庁時点検とは、緊急車両にて災害出動、帰署（所）した後、機関担当員は、次の災害出動に備えるべき始業時点検項目に基づき点検をして、その結果を車両長に報告すること。

6 緊急車両以外は、道路運送車両法第47条、第48条の点検を実施し、車両点検結果報告書（別記第1号様式）に記載し、提出しなければならない。

(車両手入れ)

第3条 毎週1回を車両手入れ日と定め、各車両を点検整備しなければならない。

2 各車両は、月1回以上ワックス磨き、車内外の清掃、メッキ部分の油拭き等を

行うとともに、車両ごと当日の機関担当員が点検を行い異状の有無について、車両長に報告しなければならない。

(修理)

第4条 機関担当員は、車両取扱中又は点検中に異状を発見し、出勤に支障あるときは、速やかに車両長及び当務責任者に報告し、修理等の指示を受けなければならない。

(清掃)

第5条 車両の出勤に支障とならないよう、また、異状を容易に発見できるように車庫内は常に清潔に整理整頓しておかなければならない。

2 日常の清掃は、交代時点検前に行うこととする。

3 出勤車両が帰署(所)したとき、機関担当員は責任をもって汚濁状態により、洗車等の掃除を行うこと。

(代理機関担当員)

第6条 緊急車両の機関担当員は、外出等で不在となる場合、車両長に報告するとともに、代理機関担当員を依頼し緊急出勤に支障とならないようにしなければならない。

(緊急車両運転時の遵守事項)

第7条 機関担当員は、緊急出勤に際し、次の事項を遵守し事故防止に万全を期さなければならない。

(1) 冷静沈着に行動し、交通法令を厳守すること。

(2) 事故防止に細心の注意を払い、道路左側中央寄りを進行することを原則とする。

(3) 技量に応じた運転を行い、同乗隊員に恐怖を感じさせるような運転はしないこと。

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第29条、第30条に基づき無理な追越しは避けること。ただし、見通しの良い場所その他安全を確認できる場所においては、前後左右の安全を確認し、右側車線を走行し追越し後なるべく早い時点で左側走行車線に戻ること。

(5) 見通しの悪い交差点及び踏み切り等を通過するときは、必ず一時停止し、左右を確認し、安全を確認してから発進すること。

(6) 信号機のある交差点で、信号が青であっても徐行する等注意をするとともに

に、信号が黄色又は赤の場合は、交差点手前で必ず一時停止し、左右の安全確認をしてから徐行にて通過すること。

(7) 前3号について、原則として車両長の指示命令に従うこと。

2 道路選定は、次の点に留意すること。

(1) 広い道路、確実な道路を選定すること。

(2) どちらでもよい道路ならば、平素又は一度でも通ったことのある道路を選ぶこと。

(3) 交通量の少ない道路を選ぶこと。

(4) 水利選定を考慮して選ぶこと。

(5) 2台同時出動の場合、中継防ぎょ体制を除いて原則として、同一道路は避けること。

(後退等の誘導)

第8条 緊急車両の出動時において、やむを得ず後退等をする場合、必ず機関補助員は、車から降りて誘導を行わなければならない。

(点検整備)

第9条 機械係は、各車両の点検整備状況を明確にするため、車両整備記録(第2号様式)に当該車両が廃車になるまで、記録し保管しなければならない。

(車両台帳)

第10条 新規購入又は更新車両の車検証控及び附属物品等について、車両台帳(第3号様式)を作成し、現有状況を常に明確にしておかななければならない。

(公用車使用報告)

第11条 公用車の使用状況を明確にするため、車両運行記録(第4号様式)に使用の都度、使用状況を記載しなければならない。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。



第2号様式（第9条）

車 両 整 備 記 録

			年 月 日	整 備 内 容	整 備 業 者	備 考
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

第3号様式 (第10条)

車 両 台 帳

車検証控 (車名 車)				附 属 物 品			
登録番号		車 名					
車体番号	人	型 式					
乗車定員		車 重 量					
形 状		総 重 量					
長 さ		原動機型式					
幅		排 気 量					
高 さ		燃 料					
国 家 検 定 証 控							
型式番号		検 定 番 号					
級 別		検 定 年 月					
発動機型式		名 称		製造番号			
車体型式		名 称		製造番号			
ポンプ型式		名 称		製造番号			
購入年月日	年	月	日				
車検有効期間満了日	年	月	日				
車 検 等 実 施 状 況							
車検実施年月日		実 施 業 者		12箇月点検実施日		実 施 業 者	
年	月	日		年	月	日	
年	月	日		年	月	日	
年	月	日		年	月	日	
年	月	日		年	月	日	
年	月	日		年	月	日	
年	月	日		年	月	日	
年	月	日		年	月	日	
年	月	日		年	月	日	

前部写真



後部写真



右側写真



左側写真



附属物品写真



附属物品写真





